

政令第二百三号

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令

内閣は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十六号）第二条第一項第二号、第十二条及び第十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

（国又は地方公共団体以外の者が整備する公共建築物）

第一条 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第二号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 学校
- 二 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類する社会福祉施設
- 三 病院又は診療所
- 四 体育館、水泳場その他これらに類する運動施設
- 五 図書館、青年の家その他これらに類する社会教育施設
- 六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供す

るもの

七 高速道路（高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第二条第二項に規定する高速道路をいう。）の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所

（林業・木材産業改善資金の特例の償還期間）

第二条 法第十二条の政令で定める期間は、十二年以内とする。

（国有試験研究施設の減額使用）

第三条 法第十四条の国有の試験研究施設は、消防庁消防大学の試験研究施設とする。

2 前項に規定する国有の試験研究施設は、法第二条第一項に規定する公共建築物の整備の用に供する木材の生産に関する試験研究で当該国有の試験研究施設を使用して行うことが当該試験研究を促進するため特に必要であると農林水産大臣が認定したものをを行う者に対し、時価からその五割以内を減額した対価で使
用させることができる。

3 農林水産大臣は、前項の規定による認定をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

4 第二項の規定による認定に関し必要な手続は、農林水産省令で定める。

附 則

この政令は、法の施行の日（平成二十二年十月一日）から施行する。